

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和 8 年 8 月 1 4 日

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長 高山 泰

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

「令和 8 年度 ウポポイ海外プロモーション業務」

本年 1 2 月に就航する新千歳～バンクーバー路線を人とモノの新たな「商流」が生まれる商機と捉え、同路線の利用者又は潜在的利用者をウポポイへの誘客に繋げることを目的として、ブリティッシュ・コロンビア州バンクーバーにある在外公館や旅行見本市を活用してウポポイの認知度を高める取組を展開する。また、カナダで先住民観光に携わる人々や団体との交流やブリティッシュ・コロンビア州政府との関係を構築し、ウポポイ PR の基盤を構築することを目的とする。

(2) 業務内容

バンクーバー（カナダ）においてウポポイの認知度を高める各種取組を展開する。

(3) 履行期限 契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 2 6 日（金）まで

(4) 電子調達システム（G E P S）の利用

本件は、企画提案書の提出、特定通知等の手続き等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難しい場合は、紙方式参加願（別記様式 1）を提出するものとする。

2 企画競争参加資格要件

入札に参加できる者は、単体法人又は複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

なお、コンソーシアムの場合は、次の（1）から（6）に掲げる要件を全ての構成員が満たす必要がある。

(1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条及び第 7 1 条の規定にしない者であること。

(2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること（ただし、地方自治体を除く。）。

また、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。

(3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

また、更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写し）

イ 決定等に伴い、定款、役員等に変更があった場合は、競争参加資格審査申請書変更届

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) コンソーシアムの構成員が単体法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員としてこの入札に参加する者でないこと。
- (7) 電子調達システムから説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から説明書等の交付を受けた者であること。
- (8) 企画提案書を提出する者に関する要件
企画提案書を提出する者（以下「提案者」という。）に対する業務実績に関する要件は、以下のとおりとする。

同種又は類似業務の実績

提案者は、平成２８年度以降に完了した業務において、次の同種又は類似業務いずれかの実績を有すること。また、受注実績回数は問わない。

同種業務：北海道、公益社団法人北海道観光機構、公益財団法人アイヌ民族文化財団が発注した海外での観光プロモーションに関する業務

類似業務：観光振興に関する業務

- (9) 配置予定技術者に関する要件
配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

ア 管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

管理技術者は、平成２８年度以降に完了した業務において、次の同種又は類似業務いずれかの実績を有すること。また、受注実績回数は問わない。

同種業務：北海道、公益社団法人北海道観光機構、公益財団法人アイヌ民族文化財団が発注した海外での観光プロモーションに関する業務

類似業務：観光振興に関する業務

イ 担当技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

担当技術者の少なくとも１名は、平成２８年度以降に完了した業務において、次の同種又は類似業務いずれかの実績を有すること。担当技術者を複数配置する場合は、最も優位な実績を有する者について評価することとし、また、受注実績回数は問わない。

同種業務：北海道、公益社団法人北海道観光機構、公益財団法人アイヌ民族文化財団が発注した海外での観光プロモーションに関する業務

類似業務：観光振興に関する業務

- (10) 旅行業法第３条の登録（第一種旅行業）を受けていること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒060-8511 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第一合同庁舎

北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ

電話 011-709-2311（内線 5247） 電子メール：hkd-ky-keiyaku1@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和 8 年 8 月 1 4 日（金）から令和 8 年 8 月 2 6 日（水）まで

イ 交付方法

電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、以下北海道開発局ホームページを参照すること。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/kaikei/ud49g70000006p73.html>

（説明書等に対する質問があった場合の回答書についても同様にダウンロード機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。）

また、電子調達システム未導入であっても、インターネット環境があれば交付を受けることが可能である。ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記(1)に問い合わせること。

(3) 電子調達システムのURL

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

※システムの都合上「企画競争」については、電子調達システムの「公募型プロポーザル情報」において掲載している。

(4) 企画提案書の提出方法及び提出期限

ア 提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合及び紙方式参加願（別記様式 1）を提出した場合においては、原則として上記(1)に記載のアドレスあてに電子メールにより提出すること。

イ 提出期限

令和 8 年 8 月 2 6 日（水） 1 2 時 0 0 分

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは行わない。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者及びコンソーシアム構成員に対して指名停止の措置を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成

11年法律第42号)に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。